

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第52号）（産業観光局農林振興室林業振興課）

京北区域（旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。）及びその周辺の山間地域の活性化を図るため、次のとおり、京都市林産物需要拡大センターの名称を変更し、同センターにおいて、林産物に限らず、農林産物その他地域特産物の紹介、展示及び販売を行うこととしました。

#### 1 名称

改正前	改正後
京都市林産物需要拡大センター	京都市地域特産物需要拡大センター

#### 2 事業

改正前	改正後
(1) 本市で生産される林産物（以下「地域林産物」という。）の紹介、展示及び販売 (2) 地域林産物の銘柄の普及及び宣伝 (3) 林業に関する情報の提供 (4) 林業の振興に関する活動のための施設の提供	(1) 農林産物その他地域特産物の紹介、展示及び販売 (2) 農林産物その他地域特産物の銘柄の普及及び宣伝 (3) 農林業に関する情報の提供 (4) 農林業の振興に関する活動のための施設の提供

#### 3 開所時間

改正前	改正後
午前10時から午後6時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時30分から午後6時30分まで	午前9時から午後6時まで

#### 4 休所日

改 正 前	改 正 後
1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

この条例は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 52 号

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市地域特産物需要拡大センター条例

第1条中「本市」の右に「の京北区域（旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。）及びその周辺の山間地域（以下「北部山間地域」という。）」を加え、「林産物（以下「地域林産物」という。）」を「農林産物その他地域特産物」に、「拡大する」を「拡大し、北部山間地域の活性化に資する」に、「京都市林産物需要拡大センター」を「京都市地域特産物需要拡大センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市林産物需要拡大センター」を「京都市地域特産物需要拡大センター」に改め、同条第1号及び第2号中「地域林産物」を「農林産物その他地域特産物」に改め、同条第3号及び第4号中「林業」を「農林業」に改める。

第4条中「午前10時」を「午前9時」に改め、「。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時30分から午後6時30分まで」を削り、「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「林産物需要拡大センター」を「地域特産物需要拡大センター」に改める。

(産業観光局農林振興室林業振興課)